

河整審 第 11 号
令和 7 年 1 月 8 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府河川整備審議会
会長 小林 健一郎

河川等の整備に関する事項について（答申）

令和 5 年 3 月 27 日付け河整第 1835 号で諮問のあった「気候変動を踏まえた今後の治水対策の進め方について」について、下記のとおり答申します。

記

1 当面の治水対策の進め方

- ①「今後の治水対策の進め方（H22.6）」に基づきこれまで進めてきた治水対策の検証と、大阪府域における令和 4 年までの実績降雨の分析の結果を踏まえ、現時点では、現河川整備計画における当面の治水目標の達成を目指して「防ぐ」施策を進めることを基本とする。
- ②「今後の治水対策の進め方（H22.6）」策定以降の法改正による新たな制度も活用し、「逃げる」・「凌ぐ」施策を推進すること。

2 気候変動による将来的な降雨量増大への備え

- ① 治水効果を高め、水害による被害をできる限り軽減するため、流域のあらゆる関係者と協働しながら、集水域から氾濫域における様々な制度も活用し、ハード整備だけでなくソフト施策も組み合わせて多層的に水害対策を進める「流域治水」を一層推進すること。
- ②気候変動の影響について降雨分析を行ったところ、大阪府域においては将来的に気温が 2℃上昇した場合に、降雨量が約1.15倍に増大する可能性があることが確認された。気候変動による将来的な降雨量増大等に対し、手戻りの無い治水対策の実施に向け、個別流域において河川整備基本方針等の変更について検討を行うこと。